

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(富士宮市都市整備部建築住宅課)

1 概要

平成25年の改正耐震改修促進法により「不特定多数の者が利用する大規模建築物」等の耐震診断義務化対象建築物について、所有者は耐震診断の結果を所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁はその結果を公表することとされた。このことから市所管の建築物について、耐震診断結果、震度6強から震度7に達する程度の地震動に対する安全性を公表する。

2 耐震診断の結果

(1) 総括

対象建築物 計	安全性の評価 *			改修工事中
	I	II	III	
4		1	3	

* 安全性の評価：震度6強から震度7に達する程度の地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性 「I」：高い、「II」：ある、「III」：低い

(2) 公表一覧

別添のとおり

(3) 耐震診断義務化対象建築物

区分	対象建築物	要件
ア	①体育館	階数1以上かつ延床面積 5,000㎡以上
	②～⑨ 病院、店舗、ホテル・旅館等	階数3以上かつ延床面積 5,000㎡以上
イ	⑩幼稚園、保育所等	階数2以上かつ延床面積 1,500㎡以上
	⑪小学校、中学校等	階数2以上かつ延床面積 3,000㎡以上
	老人ホーム等	階数2以上かつ延床面積 5,000㎡以上
ウ	⑫危険物貯蔵場等	階数1以上かつ延床面積 5,000㎡以上

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表

(目 次)

1	要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表内容	……………	1
2	集計表（安全性の評価の結果）	……………	2
3	公表		
(1)	公表一覧表		
	ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物		
	④ 劇場・観覧場・映画館・演芸場	……………	3
	イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物		
	⑪ 小学校・中学校・中等教育学校の前期課程もしくは特別支援学校	……………	4
(2)	附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価	……………	5
	附表2 記号の説明	……………	6

1 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表内容

1 公表の経緯

平成25年の改正耐震改修促進法により、病院、店舗、ホテル・旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、小・中学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物及び一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場等のうち、特に耐震化が進んでいない大規模なもの（以下「耐震診断義務化対象建築物」という。）について、所有者は耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられ、所管行政庁はその結果を公表することとされた。

2 耐震診断義務化対象建築物

分類		用途	規模	
			階数	床面積
ア	不特定多数の者が利用する大規模建築物	①体育館	1以上	5,000 m ² 以上
		②～⑨ 病院、店舗、ホテル・旅館等	3以上	5,000 m ² 以上
イ	避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物	⑩幼稚園、保育所等	2以上	1,500 m ² 以上
		⑪小学校、中学校等	2以上	3,000 m ² 以上
		老人ホーム等	2以上	5,000 m ² 以上
ウ	一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等	⑫危険物貯蔵場等	1以上	5,000 m ² 以上

3 公表内容

(1) 公表事項

- ア 建築物の名称、位置、用途
- イ 耐震診断の方法の名称及び当該耐震診断による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果*
- ウ 報告書に耐震改修、建替え又は除却の予定が記載された場合にあっては、その内容及び実施時期

※ 安全性の評価結果

震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては、損傷が生ずるおそれが少なく、倒壊するおそれはない。

安全性の評価	内容
I	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性が高い
II	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性がある
III	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する 危険性が低い

(2) 公表方法

建築物の用途ごとに一覧表に取りまとめ、市のホームページにて行う。

2 集計表（安全性の評価結果）

この集計表は、市が所管する用途別の安全性の評価を集計したものです。

(棟数)

分類	用途			合計 安全性の評価			改修工事中
				I	II	III	
ア 不特定 多数	①	体育館	0	—	—	—	—
	②	病院、診療所	0	—	—	—	—
	③	百貨店、マーケットその他の物販販売業を営む店舗	0	—	—	—	—
	④	ホテル、旅館	0	—	—	—	—
	⑤	ボーリング場等の運動施設	0	—	—	—	—
	⑥	劇場、観覧場、映画館、演芸場	1	0	1	0	0
	⑦	博物館、美術館、図書館	0	—	—	—	—
	⑧	自動車車庫等	0	—	—	—	—
	⑨	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	0	—	—	—	—
イ 避難 確保	⑩	幼稚園、保育所	0	—	—	—	—
	⑪	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	3	0	0	3	0
ウ 危険物	⑫	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	0	—	—	—	—
合計			4	0	1	3	0

3 公表

(1) 公表一覧表

ア 不特定多数の者が利用する大規模建築物

⑥ 劇場・観覧場・映画館・演芸場

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価(I, II, III)	内容	実施時期		
4	富士宮市民文化会館	静岡県富士宮市宮町14-2	劇場	2(5-6)	$I_s/I_{s0}=0.417$	$C_{TU} \cdot S_D=0.43$	耐震改修	未定	
						II			

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
 いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_s/I_{s0} に用いる I_{s0} は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

3 公表

(1) 公表一覧表

イ 避難確保上特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

⑪ 小学校・中学校・中等教育学校の前期課程もしくは特別支援学校

NO	建築物の名称	建築物の位置	建築物の用途	耐震診断の方法の名称	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果		耐震改修等の予定		備考
					安全性の評価(I, II, III)	内容	実施時期		
1	富士宮市立大宮小学校 北校舎	静岡県富士宮市 元城町2番1号	小学校	2(5-3)	$I_S/I_{S0}=1.01$	$C_{TU} \cdot S_D=1.127$ III	/	/	
2	富士宮市立富士見小学校 校舎	静岡県富士宮市 富士見ヶ丘1794	小学校	2(5-3)	$I_S/I_{S0}=1.01$	$C_{TU} \cdot S_D=1.32$ III	/	/	
3	富士宮市立富士宮 第四中学校 管理教室棟	静岡県富士宮市 穂波町13-1 他	中学校	2(5-3)	$I_S/I_{S0}=1.00$	$C_{TU} \cdot S_D=1.20$ III	/	/	

※以下に示す構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、震度6強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

- I. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- II. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- III. 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※「構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果」の欄に記載の I_S/I_{S0} に用いる I_{S0} は、一律Z(地域指標)=1.0、U(用途指標)=1.0として算定した。

※「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字は、(2)附表1の「耐震診断の方法の名称」の欄に記載の数字を示す。

(2) 附表1 耐震診断の方法の名称と安全性の評価

※ 耐震診断の方法は、平成18年国土交通省告示第184号において定められており、それらのうちいずれかの方法を用いて診断を実施すればよい。なお、(1)用途毎の公表一覧表に記載がない方法は、網掛けしている。

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
1(1)	指針第1第一号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_W < 0.7$	$0.7 \leq I_W < 1.0$	$1.0 \leq I_W$
1(2)	指針第1第二号に定める建築物の耐震診断の方法	$I_S < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_S$ かつ $1.0 \leq q$
2(1)	「公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目」(昭和55年7月23日付け文管助第217号文部大臣裁定)	$I_S < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_S$ かつ $1.0 \leq q$
2(2)	一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答計算による方法を除く。)	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
2(3-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1978年版)	$V_R/V_1 < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 < V_R/V_1$
2(3-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」(1996年版、2011年版)	$I_S < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.6 \leq I_S$ かつ $1.0 \leq q$
2(4-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$
2(4-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
2(5-1)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1977年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
2(5-2)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1990年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_T \cdot S_D < 0.15$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \leq C_T \cdot S_D \leq 1.25$
				$1.25 < C_T \cdot S_D$
2(5-3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2001年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
2(5-4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1983年版)	$I_s/I_{s0} < 0.5$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$
2(5-5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(1997年版)	鉄骨が充腹材の場合	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_T \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合		
2(5-6)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」及び「第3次診断法」(2009年版)	鉄骨が充腹材の場合	左右以外の場合	$1.0 \leq I_s/I_{s0}$ かつ $0.25 \cdot Z \cdot R_t \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
		鉄骨が非充腹材の場合		
2(6)	一般財団法人建築保全センターによる「官庁施設の総合耐震診断基準」	$Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/\alpha \cdot Q_{un}$ かつ $GI_s < 1.0$
				$1.0 \leq GI_s$

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
2(7)	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」	$I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$	左右以外の場合	$0.7 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$
2(8)	一般社団法人プレハブ建築協会による「木質系工業化住宅の耐震診断法」	上部構造評点 < 0.7	$0.7 \leq$ 上部構造評点 < 1.0	$1.0 \leq$ 上部構造評点
2(9)	一般社団法人プレハブ建築協会による「鉄鋼系工業化住宅の耐震診断法」	$P/Q < 0.5$	$0.5 \leq P/Q < 1.0$	$1.0 \leq P/Q$
2(10-1)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち大型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
2(10-2)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうちリブ付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁量 $<$ 基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量 $<$ 基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量
		換算壁枚数 $<$ 基準壁枚数/2	基準壁枚数/2 \leq 換算壁枚数 $<$ 基準壁枚数	基準壁枚数 \leq 換算壁枚数
2(10-3)	一般社団法人プレハブ建築協会による「コンクリート系工業化住宅の耐震診断法」のうち臥梁付中型コンクリートパネル造建築物に対する耐震診断の方法	$Q_u/Q_{un} < 0.5$	$0.5 \leq Q_u/Q_{un} < 1.0$	$1.0 \leq Q_u/Q_{un}$
		換算壁量 $<$ 基準壁量/2	基準壁量/2 \leq 換算壁量 $<$ 基準壁量	基準壁量 \leq 換算壁量
		換算壁長 $<$ 必要壁長/2	必要壁枚数/2 \leq 換算壁長 $<$ 必要壁長	必要壁長 \leq 換算壁長

耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性		
		I	II	III
		地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある	地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い
2(11)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第1次診断法により想定する地震動に対して所要の耐震性を確保していることを確認する方法	—	—	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$
2(12)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断指針」に定める第2次診断法	$I_S/I_{S0} < 0.5$ 又は $C_{TU} \cdot S_D < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$	左右以外の場合	$1.0 \leq I_S/I_{S0}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq C_{TU} \cdot S_D$
2(13)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存壁式鉄筋コンクリート造等の建築物の簡易耐震診断法	—	—	要件を全て満たす
2(14)	建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法(昭和25年法律第201号)並びにこれに基づく命令及び条例の規定(構造耐力に係る部分(構造計算にあつては、地震に係る部分に限る。)に限る。)に適合するものであることを確認する方法	—	—	確認できる

附表2 記号の説明

※公表一覧表において使用する記号の説明については、以下のとおり。

記号	名称	説明
I_s	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 構造図面やコンクリート強度試験結果等をもとに、建物が保有する「強度」と「粘り強さ」、「建物形状のバランス」、「経年劣化」をそれぞれ評価して、構造計算により算定する 個々の建設年や構造計画等によって数値は変わる
I_{s0}	構造耐震判定指標	<ul style="list-style-type: none"> 建物の耐震性能の有無を判定するための指標 全国基準では鉄筋コンクリート造や鉄骨造は一般的に 0.6
$C_T \cdot S_D$ $C_{TU} \cdot S_D$	累積強度指標 (C_T) 終局限界における累積強度 指標 (C_{TU}) 形状指標 (S_D)	<ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリート造の建物に一定の「強度 (堅さ)」を確保するための指標 建物の「粘り強さ」を過剰に評価すると (地震時の倒壊は免れても) 外装材の脱落等が生じる危険性が大きくなるため、それを防止するために、一定の「強度 (堅さ)」を確保
V_R	構造耐震指標	<ul style="list-style-type: none"> 個々の既存建物が保有する耐震性能を数値で表した指標 建物が倒壊するまでに吸収し得るエネルギー量の大きさを表した指標
V_I	地震入力指標	<ul style="list-style-type: none"> 地震により建物に入ってくるエネルギーの大きさを表した指標 $V_R > V_I$ の場合に、「耐震性あり」と判定される
q	保有水平耐力に係わる指標	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨造の建物に一定の「強度 (堅さ)」を確保するための指標
Z	地震地域係数 (地域指標)	<ul style="list-style-type: none"> 建物が建っている地域における歴史地震の被害程度や地震活動度等に応じて国が定める補正係数 ($Z=0.7\sim 1.0$) 静岡は $Z=1.0$ (県構造設計指針により $Z_s=1.2$ に割り増し)
G	地盤指標	<ul style="list-style-type: none"> 特殊な地盤で地震の揺れが増幅される恐れがある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数 「がけ地」や「局所的な高台」などの場合に割り増し
U	用途指標	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点や災害時要援護者が利用する建物で、地震後も継続利用の必要がある場合、建物に一定の耐震性能を割り増ししておくための補正係数
R_t	振動特性係数	<ul style="list-style-type: none"> 地盤種別ごとに、建物の固有周期に対して、入力地震による建物の層せん断力を低減させる係数